		日	号外	ページ
一七三	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二三		二
一七四	外国公文書の認証を不要とする条約へのニカラグア共和国の加入に関する件	一四		二
一七五	ナンプラ州モナポ初等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一五		三
一七六	配電設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一五		三
一七七―一七九	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一五		三
一八〇	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の効力発生に関する件	一六		三
一八一	円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件	一七	102	二五
一八二	文化センターの設置及び活動に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の署名に関する件	二一		三
一八三	紛失の届出により失効した旅券の告示	二二		一
一八四		二三	106	一
一八五	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件	二四		六
一八六	先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件	二四	特14	一
一八七	アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件	二四	特14	一
一八八	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	二四	特14	一
一八九	コートジボワール共和国における「コミュニティ参加型森林回復計画」のための贈与に関する日本国政府と国際熱帯木材機関との間の書簡の交換に関する件	二七		四
一四三	**○財　務　省** 外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所を指定する件の一部を改正する件	七		二
一四四―一五〇	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇	97	三六
一五一	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇	97	四二
一五二	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一〇	97	四三
一五三―一五五	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一四	99	一
一五六―一五九	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一四	99	三
一六〇	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一四	99	四
一六一	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一四	99	四
一六二―一六三	平成二十五年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件	一七	102	二五
一六四	株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件の一部を改正する件	二四		七
一六五	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二四	107	二六
一六六―一六七	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	二八	109	一
一六八	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの輸入数量を告示する件	三一		三
一六九	平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	三一		三
一七〇	平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三一		四
一七一	生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十五年度における発動基準数量を定める件	三一		四
一七二	生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十五年度における発動基準数量を定める件	三一		四
一七三	所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件	三一	特15	九三
一七四	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規			
一七五				